

事務連絡  
令和7年9月9日

公益社団法人 日本医師会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

### 不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

不妊症に係る医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し情報登録の御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページ(※)において公表しているところです。

つきましては、令和7年度においても、当該情報登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本情報登録への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には、毎年当該事業へ情報登録をお願いいたします。

(※) [医療機関検索 | みんなで知ろう、不妊症不育症のこと \(こども家庭庁\)](#)

## 別紙

### 不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

#### 1 趣旨

生殖補助医療を実施する医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページにおいて公表しているところです。

令和7年度以降についても、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うこととしておりますので、以下の要領で情報の御登録をお願いいたします。

#### 2 情報の登録方法等

##### (1) 対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

##### (2) 登録方法

① 以下のURLにアクセスし、必要情報（医療機関名、保険医療機関コード、メールアドレス等）を登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

② 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報（※）を登録してください。

③ 登録が完了すると、「登録完了 ID」が添付されたメールが届きます。本情報提供への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には毎年当該事業への情報登録が必要であり、その確認には「登録完了 ID」が必要ですので、大切にメールを保管してください。

(注) 登録は毎年度必要となりますので、昨年度以前に登録した医療機関についても、(3)の期間に再度登録が必要となります。

(※) 登録が必要となる主な情報

- ・ 医療機関の施設情報
  - ・ 届け出している診療報酬項目
  - ・ 配置人員
  - ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
  - ・ 治療実績（令和5年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
  - ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
  - ・ 治療指針
- 等

(3) 登録期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月30日（日）

- ※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

電話番号：03-5545-4941

受付時間：月曜日～金曜日 10：30-17：00（土日・祝日除く）

※電話窓口は令和7年9月17日から開設いたします。

e-mail：[clinic-information@funin-fuiku-cfa.com](mailto:clinic-information@funin-fuiku-cfa.com)

事務連絡  
令和7年9月9日

公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

### 不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

不妊症に係る医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し情報登録の御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページ(※)において公表しているところです。

つきましては、令和7年度においても、当該情報登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に周知いただきますよう、よろしくごお願いいたします。

なお、本情報登録への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には、毎年当該事業へ情報登録をお願いいたします。

(※) [医療機関検索 | みんなで知ろう、不妊症不育症のこと \(こども家庭庁\)](#)

## 別紙

### 不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

#### 1 趣旨

生殖補助医療を実施する医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページにおいて公表しているところです。

令和7年度以降についても、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うこととしておりますので、以下の要領で情報の御登録をお願いいたします。

#### 2 情報の登録方法等

##### (1) 対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

##### (2) 登録方法

① 以下のURLにアクセスし、必要情報（医療機関名、保険医療機関コード、メールアドレス等）を登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

② 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報（※）を登録してください。

③ 登録が完了すると、「登録完了 ID」が添付されたメールが届きます。本情報提供への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には毎年当該事業への情報登録が必要であり、その確認には「登録完了 ID」が必要ですので、大切にメールを保管してください。

(注) 登録は毎年度必要となりますので、昨年度以前に登録した医療機関についても、(3)の期間に再度登録が必要となります。

(※) 登録が必要となる主な情報

- ・ 医療機関の施設情報
  - ・ 届け出している診療報酬項目
  - ・ 配置人員
  - ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
  - ・ 治療実績（令和5年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
  - ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
  - ・ 治療指針
- 等

(3) 登録期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月30日（日）

- ※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

電話番号：03-5545-4941

受付時間：月曜日～金曜日 10：30-17：00（土日・祝日除く）

※電話窓口は令和7年9月17日から開設いたします。

e-mail：[clinic-information@funin-fuiku-cfa.com](mailto:clinic-information@funin-fuiku-cfa.com)

事務連絡  
令和7年9月9日

公益社団法人 日本産婦人科医会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

### 不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

不妊症に係る医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し情報登録の御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページ(※)において公表しているところです。

つきましては、令和7年度においても、当該情報登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本情報登録への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には、毎年当該事業へ情報登録をお願いいたします。

(※) [医療機関検索 | みんなで知ろう、不妊症不育症のこと \(こども家庭庁\)](#)

## 別紙

### 不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

#### 1 趣旨

生殖補助医療を実施する医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページにおいて公表しているところです。

令和7年度以降についても、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うこととしておりますので、以下の要領で情報の御登録をお願いいたします。

#### 2 情報の登録方法等

##### (1) 対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

##### (2) 登録方法

① 以下のURLにアクセスし、必要情報（医療機関名、保険医療機関コード、メールアドレス等）を登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

② 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報（※）を登録してください。

③ 登録が完了すると、「登録完了 ID」が添付されたメールが届きます。本情報提供への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には毎年当該事業への情報登録が必要であり、その確認には「登録完了 ID」が必要ですので、大切にメールを保管してください。

(注) 登録は毎年度必要となりますので、昨年度以前に登録した医療機関についても、(3)の期間に再度登録が必要となります。

(※) 登録が必要となる主な情報

- ・ 医療機関の施設情報
  - ・ 届け出している診療報酬項目
  - ・ 配置人員
  - ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
  - ・ 治療実績（令和5年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
  - ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
  - ・ 治療指針
- 等

(3) 登録期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月30日（日）

- ※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

電話番号：03-5545-4941

受付時間：月曜日～金曜日 10：30-17：00（土日・祝日除く）

※電話窓口は令和7年9月17日から開設いたします。

e-mail：[clinic-information@funin-fuiku-cfa.com](mailto:clinic-information@funin-fuiku-cfa.com)

事務連絡  
令和7年9月9日

一般社団法人 日本生殖医学会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

### 不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

不妊症に係る医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し情報登録の御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページ(※)において公表しているところです。

つきましては、令和7年度においても、当該情報登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に周知いただきますよう、よろしくごお願いいたします。

なお、本情報登録への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には、毎年当該事業へ情報登録をお願いいたします。

(※) [医療機関検索 | みんなで知ろう、不妊症不育症のこと \(こども家庭庁\)](#)

## 別紙

### 不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

#### 1 趣旨

生殖補助医療を実施する医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページにおいて公表しているところです。

令和7年度以降についても、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うこととしておりますので、以下の要領で情報の御登録をお願いいたします。

#### 2 情報の登録方法等

##### (1) 対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

##### (2) 登録方法

① 以下のURLにアクセスし、必要情報（医療機関名、保険医療機関コード、メールアドレス等）を登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

② 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報（※）を登録してください。

③ 登録が完了すると、「登録完了 ID」が添付されたメールが届きます。本情報提供への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には毎年当該事業への情報登録が必要であり、その確認には「登録完了 ID」が必要ですので、大切にメールを保管してください。

(注) 登録は毎年度必要となりますので、昨年度以前に登録した医療機関についても、(3)の期間に再度登録が必要となります。

(※) 登録が必要となる主な情報

- ・ 医療機関の施設情報
  - ・ 届け出している診療報酬項目
  - ・ 配置人員
  - ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
  - ・ 治療実績（令和5年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
  - ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
  - ・ 治療指針
- 等

(3) 登録期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月30日（日）

- ※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

電話番号：03-5545-4941

受付時間：月曜日～金曜日 10：30-17：00（土日・祝日除く）

※電話窓口は令和7年9月17日から開設いたします。

e-mail：[clinic-information@funin-fuiku-cfa.com](mailto:clinic-information@funin-fuiku-cfa.com)

事務連絡  
令和7年9月9日

一般社団法人 日本泌尿器科学会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

### 不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

不妊症に係る医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し情報登録の御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページ(※)において公表しているところです。

つきましては、令和7年度においても、当該情報登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本情報登録への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には、毎年当該事業へ情報登録をお願いいたします。

(※) [医療機関検索 | みんなで知ろう、不妊症不育症のこと \(こども家庭庁\)](#)

## 別紙

### 不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

#### 1 趣旨

生殖補助医療を実施する医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページにおいて公表しているところです。

令和7年度以降についても、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うこととしておりますので、以下の要領で情報の御登録をお願いいたします。

#### 2 情報の登録方法等

##### (1) 対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

##### (2) 登録方法

① 以下のURLにアクセスし、必要情報（医療機関名、保険医療機関コード、メールアドレス等）を登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

② 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報（※）を登録してください。

③ 登録が完了すると、「登録完了 ID」が添付されたメールが届きます。本情報提供への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には毎年当該事業への情報登録が必要であり、その確認には「登録完了 ID」が必要ですので、大切にメールを保管してください。

(注) 登録は毎年度必要となりますので、昨年度以前に登録した医療機関についても、(3)の期間に再度登録が必要となります。

(※) 登録が必要となる主な情報

- ・ 医療機関の施設情報
  - ・ 届け出している診療報酬項目
  - ・ 配置人員
  - ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
  - ・ 治療実績（令和5年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
  - ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
  - ・ 治療指針
- 等

(3) 登録期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月30日（日）

- ※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

電話番号：03-5545-4941

受付時間：月曜日～金曜日 10：30-17：00（土日・祝日除く）

※電話窓口は令和7年9月17日から開設いたします。

e-mail：[clinic-information@funin-fuiku-cfa.com](mailto:clinic-information@funin-fuiku-cfa.com)

事務連絡  
令和7年9月9日

一般社団法人 日本臨床泌尿器科医会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

### 不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

不妊症に係る医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し情報登録の御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページ(※)において公表しているところです。

つきましては、令和7年度においても、当該情報登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に周知いただきますよう、よろしくごお願いいたします。

なお、本情報登録への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には、毎年当該事業へ情報登録をお願いいたします。

(※) [医療機関検索 | みんなで知ろう、不妊症不育症のこと \(こども家庭庁\)](#)

## 別紙

### 不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

#### 1 趣旨

生殖補助医療を実施する医療機関の情報提供については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、毎年度、各医療機関に対し御協力をお願いし、こども家庭庁のホームページにおいて公表しているところです。

令和7年度以降についても、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うこととしておりますので、以下の要領で情報の御登録をお願いいたします。

#### 2 情報の登録方法等

##### (1) 対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

##### (2) 登録方法

① 以下のURLにアクセスし、必要情報（医療機関名、保険医療機関コード、メールアドレス等）を登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

② 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報（※）を登録してください。

③ 登録が完了すると、「登録完了 ID」が添付されたメールが届きます。本情報提供への御協力は、一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準の要件となっております。一般不妊治療管理料、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術を算定する場合には毎年当該事業への情報登録が必要であり、その確認には「登録完了 ID」が必要ですので、大切にメールを保管してください。

(注) 登録は毎年度必要となりますので、昨年度以前に登録した医療機関についても、(3)の期間に再度登録が必要となります。

(※) 登録が必要となる主な情報

- ・ 医療機関の施設情報
  - ・ 届け出している診療報酬項目
  - ・ 配置人員
  - ・ 治療内容（タイミング法、人工授精、採卵術、体外受精、顕微授精、新鮮胚移植、凍結・融解胚移植、精巣内精子採取術、先進医療）
  - ・ 治療実績（令和5年の人工授精、採卵、体外受精、Split、顕微授精、新鮮胚移植、凍結胚移植、精巣内精子採取術の年齢別治療実施回数）
  - ・ 安全性に関するデータ（卵巣過剰刺激症候群・多胎妊娠の年齢別発症数）
  - ・ 治療指針
- 等

(3) 登録期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月30日（日）

- ※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、(4)でお示しする事務局にご連絡ください。

(4) 連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

電話番号：03-5545-4941

受付時間：月曜日～金曜日 10：30-17：00（土日・祝日除く）

※電話窓口は令和7年9月17日から開設いたします。

e-mail：[clinic-information@funin-fuiku-cfa.com](mailto:clinic-information@funin-fuiku-cfa.com)